

## 第13章 国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条に基づく環境保全の見地からの国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見とそれに対する都市計画決定権者の対応(補正事項)は表13-1(1)～(7)に示すとおりです。

表 13-1(1) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応(補正事項)

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応(補正事項)
1. 総論	
(1) 調査・予測・評価の再実施 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。	「事業実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」と評価書第9章に記載しました。
(2) 環境保全措置の具体化 今後、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、環境保全措置の具体化に当たり、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たったの主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を環境保全措置に反映すること。	「環境保全措置の具体化にあたっては、事後調査等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、透明性及び客観性の確保に努めつつ、十分な検討を行います。」と評価書第9章に記載しました。 また、「工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」と評価書第9章に記載しました。
(3) 事業者への適切な引継ぎ 現時点での本事業者は予定とされているため、今後、本事業者が変更される場合は、変更後の事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、本事業の環境影響評価に係る資料等の知見を適切に引継ぐこと。	「今後、事業者が事業予定者から変更される場合は、事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、対象道路事業の環境影響評価に係る資料等の知見を事業予定者から事業者へ適切に引継ぎを行います。」と評価書第9章に記載しました。

表 13-1(2) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
1. 総論	
<p>(4) 周辺計画との工事影響の低減 対象事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。</p>	<p>「対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。」と評価書第9章に記載しました。</p>
<p>(5) 地域住民等への丁寧な説明 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>「工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。」と評価書第9章に記載しました。</p>
2. 各論	
<p>(1) 大気質 対象事業実施区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされており、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成していない。また、微小粒子状物質（PM2.5）の移動発生源対策の短期的課題として自動車の粒子状物質対策があげられている。このため、粒子状物質対策の実施にあたっては、微小粒子状物質（PM2.5）を含む粒子状物質の低減に係る今後の技術開発の状況を踏まえ、換気塔の除塵装置の選定を含め、周辺の粒子状物質の環境状況等に応じ、できる限り、より良い技術を導入すること。</p>	<p>「事業実施段階においては、除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質（PM2.5）を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。」と評価書第8章第1節に記載しました。</p>

表 13-1(3) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及び  
それに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
2. 各論	
<p>(2) 騒音</p> <p>①自動車の走行による騒音</p> <p>本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類、設計とすること。また、対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。</p>	<p>「事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。」と評価書第8章第3節に記載しました。</p> <p>また、「対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、その結果を踏まえて排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講ずることにより、表 8-3-57 に示す基準又は目標との整合を図ることとしています。事業者としては、対象道路以外の道路における当該道路管理者及び関係機関による環境保全対策が適切に講じられるよう、連携・調整を図ります。」と評価書第8章第3節に記載しました。</p>
<p>②建設機械の稼働による騒音</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。</p>	<p>「工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。」と評価書第8章第3節に記載しました。</p>

表 13-1(4) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
2. 各論	
<p>(3) 水環境及び土壌環境</p> <p>①トンネルの掘削及び地下構造物の設置による地下水及び地盤等への影響</p> <p>本事業は、帯水層が分布する地層をトンネル掘削すること、また地下水位及び軟弱地盤の分布域及びその付近に地下構造物を設置することから、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の(i)及び(ii)をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>(i)シールド工法によるトンネル掘削区間及びトンネル立坑部等は、密閉型シールドや地中連続壁の採用など、止水性の高い施工とすること。また、薬液注入工法については、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討することとし、その必要性に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水は適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省官技発第160号昭和49年7月10日）に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講ずること。</p> <p>(ii)地下水流動保全工法については、現時点で具体的な施工方法が未定のため、工事による土地の改変前の調査及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、構造物の設計並びに施工、維持管理及び機能回復の方法を決定すること。また、当該工法の効果を確認又は検証するため、工事着手前から施工後の下流側への地下水供給量が安定するまでの間、地下水位及び地盤沈下の環境監視を行い、当該工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、施工計画の見直しを含む必要な措置を講ずること。さらに、施工後は、適切な維持管理及び機能回復を行い、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めること。</p>	<p>(i)</p> <p>「掘削工事の施工計画の詳細については、事業実施段階における地質調査等の結果を基に、対象道路周辺における既設及び今後施工が計画されている地下構造物との離隔距離及び地下水の利用実態等を踏まえ、必要に応じて専門家等の技術的助言を得ながら、地下水及び地盤等の保全に十分配慮しながら、密閉型シールドや地中連続壁等の止水性の高い施工方法の採用を含めて適切に検討を行います。」と評価書第3章に記載しました。</p> <p>また、「薬液注入工法の採用を検討するにあたっては、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討し、その必要性に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水を適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省官技発第160号昭和49年7月10日）に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講じます。」と評価書第3章に記載しました。</p> <p>(ii)</p> <p>「地下水流動保全工法に関する施工方法の具体化にあたっては、事業実施段階における詳細な地質調査等の結果及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、当該工法の維持管理及び機能回復の方法も含めて検討を行います。」と評価書第8章第8節及び第9節に記載しました。</p> <p>また、「事後調査の結果、地下水流動保全工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、施工計画の見直しを含む必要な措置を講じます。」と評価書第8章第8節及び第9節に記載しました。</p> <p>さらに、「工事の完了後（道路構造物設置後）における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。」と評価書第8章第8節及び第9節に記載しました。</p>

表 13-1(5) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
2. 各論	
<p>②汚染土壌及び地下水の拡散による土壌及び地下水等への影響</p> <p>本事業は、土壌及び地下水等汚染が確認されている区域及びその周辺の改変により、汚染物質の拡散による土壌及び地下水等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の(i)及び(ii)をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>(i)汚染土壌については、工事着手による土地の改変前に実施する汚染の分布状況及び範囲を把握する調査結果を踏まえ、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき関係機関との協議を行い、その状況に応じて適切な管理及び処理を行うこと。</p> <p>汚染地下水については、対象事業実施区域内において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しない地下水が確認された場合は、拡散防止に努めること。また、工事中は地下水質等の環境監視を行い、拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講ずること。</p> <p>(ii)上記②(i)において、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮すること。また、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、地下水へ影響を及ぼすおそれがある場合、汚染の状況や程度、下流側の状況、帯水層の状況を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討すること。</p>	<p>環境保全措置としては、事後調査において、土壌汚染・地下水汚染が確認された場合には、「土壌汚染拡散防止措置」又は「地下水汚染拡散防止措置」を実施します。</p> <p>また、「環境保全措置の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）等の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、その状況に応じて、汚染土壌・汚染地下水を適切に管理及び処理します。地下水汚染拡散防止措置の内容の詳細については、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、汚染地下水の状況や程度、下流側の状況、帯水層の状況を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討します。なお、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮します。また、環境保全措置の実施後、その管理及び処理内容に応じ、地下水質等の環境監視を行い、汚染土壌・汚染地下水の拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講じます。」と評価書第 8 章第 10 節に記載しました。</p>

表 13-1(6) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
2. 各論	
<p>(4) 廃棄物等</p> <p>①建設汚泥及び建設発生土等の発生抑制 トンネル掘削等に伴い発生する大量の建設汚泥及び建設発生土等については、今後、工法等の検討に当たり発生量を最大限抑制するよう努めること。</p>	<p>「事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づき、適正に処理・処分します。」と評価書第 8 章第 19 節に記載しました。</p>
<p>②廃棄物の再生利用及び適正処理の推進 建設汚泥等廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物を適正に処理すること。</p>	
<p>③建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理 建設発生土については、現場利用を推進すること。建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理が図られるよう、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>環境保全措置としては、建設発生土の「現場内利用の促進」を実施します。</p> <p>また、「工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないように、仮置き場の設置場所を選定するとともに、仮置き場までの適切な運搬及び仮置き場の適正な管理が図られるよう、カバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。」と評価書第 8 章第 19 節に記載しました。</p>

表 13-1(7) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
2. 各論	
<p>(5) 温室効果ガス等について</p> <p>工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による供用時の温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。</p> <p>また、都市計画決定権者である大阪府及び大阪市においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。</p>	<p>地球温暖化防止の観点から、事業実施段階において、工事中における温室効果ガス排出量の削減等に留意しつつ、効率的な施工計画の策定に努めるとともに、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目等の使用に努めます。また、低燃費型建設機械の使用やアイドリングストップ、工事中の現場作業者の通勤を原則として公共交通機関を利用すること等により、工事中の温室効果ガスの排出削減に努めます。</p> <p>また、「事業実施にあたっては、省エネ設備の導入等により、供用後における温室効果ガス排出量の低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について検討を行います。また、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して、温室効果ガス排出量の削減等が行われるよう配慮します。」と評価書第3章に記載しました。</p>
<p>以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。</p>	<p>—</p>